

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年3月2日（令和5年（行情）諮問第238号）

答申日：令和6年2月8日（令和5年度（行情）答申第676号）

事件名：「陸自教範3-03-05-70-29-0 救急法及び野外衛生」  
の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「陸自教範3-03-05-70-29-0 救急法及び野外衛生 陸上幕僚監部 平成30年3月（1枚目ないし14枚目までを除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月6日付け防官文第22827号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

処分庁は、原処分の不開示理由として法5条3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取り消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。なお、情報公開・個人情報保護審査会への諮問にあたって提出される理由説明書においては、行政文書開示決定通知書に記載された「不開示とした部分と理由」をそのまま添付するのではなく、一部開示決定処分を行なった理由を具体的かつ詳細に説明されたい。

また、本件行政文書開示請求について、処分庁は令和2年1月27日付けで法11条の開示決定等の期限の特例規定を適用するとの通知（防官文第905号）を行ってきたが、同規定が定める要件をみたしておらず、理由がないから法11条の適用をすることはできず、法10条1項による開示決定等の期限（令和2年1月27日）を渡過した違法な処分であることについての確認を求める。このことについては、令和3年7月21日付けで行政不服審査法3条に基づき、本件請求について、速やかに残りの部分の開示等決定の処分を行うよう求めるとの不作為についての審査請求を提起したが、現在までに情報公開・個人情報保護審査会への諮問等は行われ

ておらず、法の趣旨を没却させるものであることを指摘する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊教範「救急法及び野外衛生」」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「陸自教範3-03-05-70-29-0 救急法及び野外衛生 陸上幕僚監部 平成30年3月」（以下「特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年2月25日付け防官文第2569号により、特定文書の1枚目ないし14枚目までについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和4年12月6日付け防官文第22827号により、特定文書の1枚目ないし14枚目までを除く部分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「処分庁は原処分の不開示理由として法5条3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取り消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。」として、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「本件行政文書開示請求について、処分庁は令和2年1月27日付けで法11条の開示決定等の期限の特例規定を適用するとの通知（防官文第905号）を行ってきたが、同規定が定める要件をみたしておらず、理由がないから法11条の適用をすることはできず、法10条1項による開示決定等の期限（令和2年1月27日）を渡過した違法な処分であることについての確認を求める。」などと主張するが、法11条に規定する開示決定等の期限の特例については、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に適用することができるとされているところ、開示請求に係る行政文書が著しく大量かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによ

るわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙等を考慮した上で判断されるものであることを踏まえ、本件開示請求においても適用したものである。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 令和6年1月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月1日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は本件対象文書の一部を法5条3号により不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

当該不開示部分には、陸上自衛隊の運用及び教育訓練並びに施設の構造等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領、能力及び訓練練度並びに宿営地の構造・配置等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

##### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

##### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
本文の156頁ないし159頁まで、214頁ないし217頁まで、219頁ないし221頁まで及び226頁のそれぞれ一部	自衛隊の運用，教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
本文の162頁及び163頁のそれぞれ一部	自衛隊の施設の構造，配置に関する情報であり，これを公にすることにより，当該施設の防御能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。